

ワークプランの更新——IASB

IASBは、最終基準などの公表時期の用途を示すワークプランを、9月23日付けで更新した。前回のワークプラン（7月29日付け）からの主な変更点は次

のとおりである。

主要基準

- ・収益認識の最終基準の公表目標…2013年第3四半期から2013年第4四半期へ変更
- ・分類および測定（IFRS9号の限定的改訂）の最終基準の公表目標…2014年上半期に

設定

- ・金融資産の減損に関するプロジェクトの最終基準の公表目標…2014年上半期に設定
- ・一般的なヘッジ会計の最終基準の公表目標…2013年下半年から2013年第4四半期へ変更
- ・マクロ・ヘッジ会計のディスカッション

シオン・ペーパーの公表目標…

- ・2013年下半年から2013年第4四半期へ変更
- ・料金規制事業に関する包括的プロジェクトのディスカッション・ペーパーの公表目標…2013年第4四半期から2014年第1四半期へ変更

(図表) IASBのワークプラン

	2013年		2014年	
	第3四半期 (7月-9月)	第4四半期 (10月-12月)	第1四半期 (1月-3月)	第2四半期 (4月-6月)
主要プロジェクト				
IFRS9号:金融商品(IAS39号の改訂)				
分類及び測定			IFRS公表目標	
減損			IFRS公表目標	
一般的なヘッジ会計		IFRS公表目標		
マクロ・ヘッジ会計		DP公表目標		
保険契約(コメント期限は2013年10月25日)		再審議		
リース(コメント期限は2013年9月13日)		再審議		
料金規制事業				
過渡的基準(コメント期限は2013年9月4日)		再審議		
包括的プロジェクト			DP公表目標	
収益認識		IFRS公表目標		
限定的な範囲における改訂				
共同支配事業の持分の取得(IFRS11号の改訂提案)		IFRS公表目標		
数理計算上の仮定(割引率)(IAS19号の改訂提案)		未定		
年次改善2010-2012		IFRS公表目標		
年次改善2011-2013		IFRS公表目標		
年次改善2012-2014		ED公表目標		
果実生成型の生物資産(IAS41号の改訂提案:コメント期限は2013年10月28日)			再審議	
減価償却および償却の許容される方法の明確化(IAS16号およびIAS38号の改訂提案)		IFRS公表目標		
確定給付型制度(従業員拠出)(IAS19号の改訂提案)		IFRS公表目標		
開示イニシアチブ				
IAS1号の修正			ED公表目標	
継続企業の評価に関する開示(IAS1号の改訂提案)			ED公表目標	
「ダウン・ストリーム」取引から生じる利益の消去			ED公表目標	
持分法会計:その他の純資産変動の会計処理(IAS28号の改訂提案)		IFRS公表目標		
公正価値測定(会計単位)(IFRS13号の改訂提案)			ED公表目標	
非支配持分に付与された売建プット・オプション(IAS32号の改訂提案)			ED公表目標	
未実現損失に係る繰延税金資産の認識(IAS12号の改訂提案)		ED公表目標		
投資者と関連会社/ジョイント・ベンチャーの間における資産の売却または出資(IFRS10号およびIAS28号の改訂提案)		IFRS公表目標		
個別財務諸表(持分法:IAS27号の改訂提案)		ED公表目標		
適用後のレビュー				
IFRS8号:事業セグメント(報告書およびフィードバック文書を2013年7月18日に公表済み)				
IFRS3号:企業結合		情報要請の公表		
概念フレームワーク				
概念フレームワーク(財務諸表の構成要素、測定、報告企業および表示および開示:コメント期限は2014年1月14日)			再審議	

「ED」は公開草案、「DP」はディスカッション・ペーパー、「IFRS」および「IFRIC」は最終基準書を表している。

限定的な範囲の改訂

・「ダウン・ストリーム」取引から生じる利益の消去に関するプロジェクトの公開草案の公表目標：2014年第1四半期に追加

↓このプロジェクトは、持分法適用対象会社へのダウン・ストリーム取引から生じる利益の処理を明確化すべくIAS 28号の限定的な改訂を図るものである。

・開示イニシアチブ（IAS 1号の修正）の公開草案の公表目標：2013年第4四半期から2014年第1四半期へ変更

・継続企業の評価に関する開示（IAS 1号の改訂提案）の公開草案の公表目標：2013年第4四半期から2014年第1四半期へ変更

・公正価値測定（会計単位）の公開草案の公表目標：2013年第4四半期から2014年第1四

半期へ変更

・非支配配分に付与された売建フット・オプションの公開草案の公表目標：2013年第4四半期から2014年第1四半期へ変更

・数理計算上の仮定（割引率）（IAS 19号の改訂提案）：2013年第4四半期の「ED公表目標」を「未定（TBD）」へ変更

適用後レビュー

・IFRS3号についての情報要請（Request for Information）の公表時期：2013年第4四半期から2013年第4四半期〜2014年第1四半期までの期間へ変更

なお、前回のワークプラン公表日以降、今回の更新までの間に公表された最終基準はない。

国際会計

新しい報酬の開示に関する公開草案、公表—SEC

去る9月18日、米国証券取引委員会（SEC）は、新しい開示についての公開草案を公表した。この公開草案は、公開企業ただし、日本企業を含む外国証券発行者（foreign private

issuer）を除くに報酬に関する開示を要求しており、SEC委員の3対2の議決で可決された。公開草案は、リーマン・ショックを契機に作成されたドッド・フランクリン法の953(b)条に

4-6月期GDP、年3.8%成長へ上方修正

日本経済は1-3月期に続き、4-6月期も3%台半ばを超える高成長となった。内閣府が9月に発表した2013年4-6月期の国内総生産（GDP）改定値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.9%増、年率換算で3.8%増となった。設備投資や公共投資の改定値が速報値を上回ったため、8月に発表になったGDP速報値（0.6%増、年率2.6%増）を大きく上回った。生活実感に近い名目GDPも前期比0.9%増、年率3.7%増となり、速報値（0.7%増、年率2.9%増）を上回った。2四半期連続の高成長は消費税増税の判断にプラスに働きそう。

実質GDPにおいて、注目されていた設備投資が速報値のマイナス0.1%から1.4ポイント上方修正され、1.3%増となった。2011年10-12月期以来6四半期ぶりにプラスに転じた。小売業や建設業など非製造業の投資が堅調に推移した。公共投資は3.0%増と速報値の1.8%増を大きく上回った。一方、個人消費は0.7%増と速報値に比べ、0.1ポイント下方修正した。衣服や自動車などの増加幅が速報値より縮小したことが原因だ。前期比0.9%増だった実質GDP伸び率への貢献は内需が0.7ポイントで、外需は0.2ポイントだった。

総合的な物価の動きを示すGDPデフレーターは前年同期比マイナス0.5%と速報値（マイナス0.3%）からマイナス幅が拡大した。また今回、名目GDPが実質値を下回っており、速報値ではいったん解消された、デフレの象徴とされる「名実逆転」現象は、改訂値では再び逆転された。

米新車販売、8月は17%増
米国では、新車販売の好調ぶり目立ってきた。米調査会社オートデータがまとめた8月の新車販売台数は、前年同月比17.0%増の150万3,151台だった。8月としては2003年以来、10年ぶりの高水準。トヨタ自動車、ホンダ、日産自動車それぞれ22.8%、26.7%、22.3%とそろって20%超の伸び率を記録するなど、日本勢の躍進が目立った。

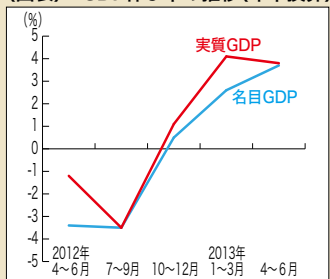
民間の調査機関は13年度の実質成長率が2.6%〜3.1%の高成長になると予測している。内閣府の試算によると、日本経済の巡航速度である潜在成長率は0.7%。この実力を大きく上回る成長が見込めそうなることから、来年4月に予定されている消費税増税に向けた環境作りが順調に進んでいる、との見方が多くなっている。

国内企業の社債発行が急増
国内企業の社債発行が活発だ。なかでも償還期限が10年以上の長期債の発行が目立つ。10年以上の長期債発行をみると、9月は三菱商事（年限15年、300億円）、三菱重工（10年、150億円）、伊藤忠商事（12年、100億円）、豊田自動織機（10年、100億円）、三越伊勢丹HD（10年、100億円）といった具合だ。

ただ足元では消費者心理に服感が出ている。8月の消費者態度指数（一般世帯、季節調整値）は43.0と前月から0.6ポイント下がった。外需の動きも見通しにくい。円安は追い風となるが、減速している新興国経済の動き次第では日本の成長にかなり影響が及ぶ可能性がある。デフレ脱却の道筋を確かなものにするためにも、景気を下支えする経済対策の必要性は高まっている。

年央に大きく動いた長期金利が落ち着きを取り戻す一方で、市場では金利先高観もくすぶっており、低金利の今のうちに長期資金を調達しておこうという企業が増えているようだ。

（図表）GDP伸び率の推移（年率換算）



（出所）内閣府

基づくもので、現行の規則S-Kの402(c)(2)(x)項で要求されている報酬に関する開示(CFOを含む上級役員(executive officer)の名前と年間報酬の開示)に追加の開示を求めている。届出書や年次報告書における報酬に関する追加の開示の内容は以下のとおりである。

- (1) CEOを除くすべての従業員(直近期末日の従業員で、子会社の従業員、パート従業員を含む)の年間総報酬の中央値(median)
- (2) CEOの年間総報酬
- (3) (1)と(2)の比率

「中央値」とは統計学の用語で、たとえば、従業員が1001人の場合、報酬が低い従業員から高い従業員に並べた場合の低いほうからも高いほうからも51人目の従業員の報酬となる。

「平均値」は、すべての従業員の報酬総額を1001で割った金額であるが、一部の従業員がかなり高い報酬を得ている場合には、「平均値」は高い値になる可能性があるが、「中央値」は、「平均値」より普通の従業員の報酬を示すことになると考えられる。

具体的な「中央値」の計算の方法については、見積りの使用を認めているが、特に規定していない。ただし、中央値の計算の

方法と重要な仮定の開示が要求される。この追加の開示は、最終規則の発効日以後に開始する年度の報酬に関して要求される。

会計

第2回ASAF会議へ向けてのコメント案、検討

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る9月13日、企業会計基準委員会は第4回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は2013年9月25日および26日に開催予定の第2回ASAF会議における議題に対する意見発信のための検討が行われた。

第2回ASAF会議の議題

第2回ASAF会議における議題は次のとおりである。

- ・開示
- ・概念フレームワーク(慎重性)
- ・金融資産の減損
- ・リース
- ・保険
- ・マクロヘッジ

なお、第2回ASAF会議ではIAS1号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正に対するフィードバック等も求められている。

開示

今回の専門委員会では、特に

コメント期間は連邦官報(Federal Register)で公表後、60日間である。

開示について議論の時間が多く割かれ、次の3つの内容について検討が行われた。

- ① 2013年1月に開催された財務報告開示に関するディスカッション・フォーラム(以下、「開示フォーラム」という)に関するフィードバック文書
- ② 2013年9月のIASBボード会議資料
- ③ 豪州会計基準委員会が公表した小論文

このうち、①に対するASBJのコメント案として次のようなものが挙げられた。

- ・開示の量および質の改善に向けたIASBの取組みを歓迎する。日本としては、アジェンダ・コンサルテーション2011のなかで開示フレームワークが必要だという意見を発信しており、開示に関する枠組みを構築することが重要と考え

経理用語の豆知識

企業年金の運営形態と運用方法

企業年金の運営形態には、①年金基金型と②年金規約型の2種類がある。①は、企業とは別の法人格として年金基金を設立し、当該年金基金が年金資産を運用・管理し、年金給付を行う。年金資産の状況を開示するためには、年金基金を通じて必要な情報を入手する必要がある。②は、企業が労使合意した年金規約に基づき年金資産受託機関と直接契約を締結し、当該年金資産受託機関によって年金資産が運用・管理され、年金給付が行われる。年金資産受託機関を通じて、資産の状況等を管理・把握する必要がある。

年金資産受託機関には生命保険会社と信託銀行とがあり、その運用方法は、前者では一般勘定(元本と利率が保証される)と特別勘定(第1特約と第2特約)がある。後者では、年金信託契約(合同運用と直接運用)と年金特定信託契約とがある。年金基金等が投資顧問会社と投資一任契約を締結する場合には運用方法を特定する契約が義務づけられている。

ている。

- ・重要性に関する全般的な適用指針または教育マテリアルのいずれかを作成するのは望ましいが、どのような内容のものを作るかが重要である。その作成において、質的な重要性和金額的な重要性に分けて整理する必要がある。また、個

別の財務諸表注記に関する重要性と財務諸表本表の重要性の関係を整理する必要がある。(以下、省略)

各専門委員会からは、コメント案に賛成する意見が多く聞かれた。

金融

量的緩和策の縮小見送りの波紋

9月18日に開催された米連邦準備制度理事会(FRB)による

米連邦公開市場委員会(FOMC)で、現在行われている量的

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年9月13日	政令第269号 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令		消費税転嫁対策特別措置法で定義する中小企業の範囲、消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為をすることができる組合等について、規定するもの。施行日は2013年10月1日。	—
2013年9月20日	経営研究調査会研究報告第51号 「不正調査ガイドライン」	JICPA	主に公認会計士が、企業や企業以外の組織体から不正調査業務の依頼を受けた場合、当該業務を受嘱するかの判断、当該業務の体制と計画・管理、情報の収集と分析等における留意事項等について体系的に取りまとめたもの。	—

金融緩和策の縮小を見送ること
を決定した。市場では、今回の
FOMCにおいて緩和縮小の実
施がコンセンサスとなっていた
ため、直前まで織り込んでいた
ドル高・債券安の巻戻しで混乱
する値動きもみられた。

バーナンキFRB議長の見
内容から、見送った理由は、①
直近の失業率が7.3%と依然
として高く、統計から労働市場
の改善の兆しがみられないこ
と、②金融市場が逼迫し、連邦
政府の財政問題がダウンサイ
ドリスクの一因になっているな
か、FRBのインフレ率目標で
ある2%を下回った状態が続い
ていること、の2点であること
が読み取れる。

以前より、労働市場の動向を
気にかけている姿勢は明確だっ
たが、今回は労働参加率、すな
わち生産年齢人口に占める労働
人口の割合の低下に焦点を当て
て、労働市場に対する懸念を述
べた形だ。こうした表向きの理
由を明言しているにもかかわらず
、前回のFOMC以降、年内
の緩和縮小、特に今回9月のF
OMCにおいて緩和縮小が宣言
されることを「市場との対話」と
して織り込ませてきたFOMC
直前までのFRBの動きに反す
る結果となったため、市場の不
信感は熾り続け不透明な状況が
深まったことになる。

現在FRBが用いている非伝
統的政策手法として、米国債月
額400億ドルと連邦政府機関
のモーゲージ証券(MBS)月額
450億ドルの購入、短期金利
に関するフォワードガイダンス
の2つがあり、今回注目された
のは、前者の合計850億ドル
を減額するだけの話である。し
たがって、この2つをやめるわ
けでもなく、まして政策金利で

証券

FRBの意表外な決定は吉
か凶か？

あるFRレートの引上げという
本格的な引き締め局面は、さら
に先の話となる。
今回緩和縮小を見送っただけ
で、市場関係者多数の想定外か
ら波紋を広げる結果になったこ
とは、引き締め局面における市
場との対話の難しさを示してお
り、今後の出口戦略に影を落と
したものと考えられる。

米FRBは意表を突く作戦に
出た。9月のFOMC(連邦公
開市場委員会)で大方が予想し
たQE3縮小を決めず、現状の
ままとしたのである。米株式市
場にとって金融緩和の継続は何
れともあれ、望ましいことであ
るから、FRBの決定直後には
米株価はプラスに反応した。し
かし、為替はドル安・円高へ動
き、日本株にとっては痛し痒し
であった。

ところが、翌日から米株価は
弱含みとなった。市場は今回の
決定をどうも素直には喜んでい
ないようだ。退任時期の迫った
バーナンキFRB議長は市場に
だが、QE3縮小を予想して手
を打ってきた投資家にとってあ
りがたくない措置であった可能
性がある。FRBは景気回復の
遅れを重視し、QE3縮小によ
る金利高騰を回避しようと金融
政策の現状維持を決めたと思わ
れる。

しかし、QE3縮小を予想し
た投資家には金融政策、景気動
向の先行き不透明感の高まりを
もたらしたようだ。その結果、
今後の投資意欲を削ぐ結果にな
りほしくないかと懸念される。今
回のバーナンキ決断に対する市
場の評価がどう取れんしてい
くか、当面の注目点である。

安心感が広がった。欧州の経
済・金融問題がドイツ主導で改
善されていく期待が強まったか
らだ。他国の経済危機を解決す
るために自分の払った税金が投
入されることを承認するドイツ
の有権者の度量はたいしたもの
だといえるだろう。

秋本番の株価動向を展望する
にあたって、まず海外の状況
を点検しておかなければならな
いのが日本市場の宿命みたいな
ものであるが、それでも株価に
影響を及ぼしそうな国内の問題
も少なくない。その筆頭は安倍
政権の政策決定である。具体的
には、消費税率の引上げの最終
決定、それに伴う来年度予算の
方向性であろう。また、成長戦
略の追加にも強い関心が寄せら
れている。さらにTPPの発足を
推進できるかどうかも見逃せ
ない問題である。

このところ調子のよい安倍政
権がこれらの難問をうまく裁く
ことができるか、その成果はこ
れからの株価に響いてくる。し
かし、秋の株価を究極的に支配
するのは米株価の動向、それに
伴う円相場動向であろうとい
わざるを得ないのは少しさびし
い。